

平成 24 年 2 月 29 日

各 位

会社名 丸 紅 株 式 会 社
代表者名 取 締 役 社 長 朝 田 照 男
(コト`番号 8 0 0 2 東証第 1 部)
(問合せ先) 広報部 報道課長 岩島 弘和
TEL : 03-3282-4803

訴訟の第二審判決に関するお知らせ

リーマン・ブラザーズ証券(株)の関係会社らが当社を被告として提起した訴訟の第一審判決につきましては平成 23 年 4 月 7 日にお知らせしておりますが、平成 24 年 2 月 29 日、東京高等裁判所より、当社全面勝訴の判決が言い渡されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 訴訟の提起から判決に至るまでの経緯

リーマン・ブラザーズ証券(株)の関係会社であるエル・ビー・エー有限会社ら（以下「リーマンら」といいます）は当社に対し、平成 20 年 3 月 31 日付で東京地方裁判所に訴訟を提起し、使用者責任に基づく損害賠償金 331 億円の支払を請求しましたが、平成 23 年 4 月 6 日、東京地方裁判所より、リーマンらの請求を棄却する当社全面勝訴の判決が言い渡されました。これを受けて、リーマンらは、平成 23 年 4 月 18 日付で東京高等裁判所に控訴を提起しました。

本件訴訟において当社は、当社の元嘱託社員の関与を根拠とする使用者責任に基づく支払請求について、法律上使用者責任が認められるための要件を充足しない旨（当社の元嘱託社員による不法行為が業務の執行にあたらないうこと及びリーマンらに重過失があること）の主張を行って参りました。

2. 控訴を提起した者

- (1) 控 訴 人：アスクレピオス・エルビーエー投資事業組合
所 在 地：東京都港区虎ノ門一丁目 22 番 16 号
代表者清算人：エル・ビー・エー有限会社
代表者取締役：ポール・フォーク
- (2) 控 訴 人：エル・ビー・エー有限会社

所 在 地：東京都港区虎ノ門一丁目 22 番 16 号

代表者取締役：ポール・フォーグ

3. 判決の内容

判決の内容は以下のとおりです。

- (1) 本件控訴をいずれも棄却する。
- (2) 控訴費用は、控訴人らの負担とする。

4. 今後の見通し

本判決により、リーマンらの控訴は棄却されました。従い、今回の判決による当社業績への影響はありません。

なお、今回の判決に対するリーマンらの対応につきましては現時点で明確に示されておりませんが、リーマンらより上告された場合には、引き続き当社の主張が認められるよう対応して参ります。

(ご参考) 平成 24 年 3 月期連結業績予想 (平成 24 年 2 月 2 日公表分)
及び平成 23 年 3 月期連結実績

(単位：億円)

	売上高	営業利益	税引前 当期純利益	当社株主に帰属 する当期純利益
平成 24 年 3 月期 連結業績予想	100,000	1,700	2,650	1,700
平成 23 年 3 月期 連結実績	90,205	1,458	2,072	1,365

以 上